調　査　報　告　書

新潟産業大学　御中

令和５年１２月２２日

新潟産業大学入学者選抜の公正性調査に関する第三者委員会

委員長　　近　藤　千　鶴

委員　　田　才　淳　一

委員　　関　矢　浩　章

委員　　樋　口　　　秀

第１章　当委員会及び調査の概要

第１　当委員会の設置の経緯

本件の経緯は以下のとおりである。

過日、文部科学省に対し、新潟産業大学（以下「本学」という。）の入学者選抜について不適切な取り扱いをされているといった情報が寄せられたことを受けて、令和５年９月１５日に文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室（以下「文部科学省」という。）において、本学関係者に対する聞き取り調査が実施された。

同月２９日、文部科学省担当者が本学に来校し、訪問調査が実施された。

同年１０月１２日、本学は、文部科学省に対し、２０２３年度海外留学生入試の合否判定の経緯について及び２０２４年度入学試験に向けての本学の取り組み状況について、文書（メール送信）にて、回答及び補足説明を行った。

当該回答を受けて、同月２０日、文部科学省から、①「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について」（令和元年５月３１日大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議）の報告書（以下「有識者会議報告書」という。）において、関係者をはじめ広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、性別、年齢等の属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切であること、②令和元年海外留学生入試選抜において、評価項目に「年齢」を設けていることに関する本学の説明は合理的な理由であるとは認めがたく、同日時点においては不適切な入学者選抜であると言わざるを得ないこと、③大学入学者選抜に公正性が確保されているのか、「年齢」に係る評価項目が設定された経緯や設定することの妥当性に関し、第三者委員会による検証を行うことを要請した。

本学は、文部科学省の上記要請に応じ、１０月３１日、新潟産業大学入学者選抜の公正性調査に関する第三者委員会の設置を決定し、委員選定・組織編成を行い、同年１０月３１日、当委員会は、本学の大学入学者選抜の公正性確保について及び「年齢」に係る評価項目が設定された経緯や設定することの妥当性に関して調査（以下「本調査」という。）の委嘱を受け、調査を実施した。

本報告書は、当委員会が本調査の結果を報告するものである。

第２　当委員会の構成等

１　当委員会の構成は、以下のとおりである（順不同、敬称略）。委員長及び各委員は、いずれも独立公正に選出され、これまで本学との間に特別な利害関係を有していないことを確認している。

委員長　近藤　千鶴　弁護士　柏崎しおかぜ法律事務所

委員　　田才　淳一　弁護士　柏崎きぼう法律事務所
委員　　関矢　浩章　柏崎商工会議所相談役
委員　　樋口　　秀　新潟工科大学教授

2　なお、当委員会は、新潟産業大学総務課課長[redacted]ほか数名の担当者を当委員会の事務局（以下「事務局」という。）とし、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会は、本調査の独立性確保のため、事務局は当委員会に直属するものとし、当委員会と大学との間で締結された委任契約書において、本学に、事務局担当者と大学との間に、厳格な情報隔壁を設けることを義務付けた。事務局の担当者は、当委員会の調査及び本調査報告書の作成に関して一切、請託、意見の申述その他、当委員会による意思決定の妨げとなるような行為を行っていない。

第3　調査の方法

1　意見交換の方法

当委員会は、令和５年１０月３１日に本学から委嘱を受けて以降、同年１２月１５日まで本調査を実施した。

当委員会は、以下の日程で委員会を計５回開催した。

（1）第1回　令和５年１１月６日（月）　新潟産業大学
（2）第2回　令和５年１１月１６日（木）　新潟産業大学
（3）第3回　令和５年１１月２７日（月）　新潟産業大学
（4）第4回　令和５年１２月１３日（水）　新潟産業大学
（5）第5回　令和５年１２月１８日（月）　新潟産業大学

そのほか、委員間で随時、電子メール、ウェブ会議、電話等を含めて意見交換等を行いながら、調査・検討を進めた。

2　資料の収集・検討

当委員会は、主として以下の資料を収集し、検討を行った。なお、事務局より、委員会開催時ないし電子メール等により、随時資料提供を受けた。

（1）本学が保有する学校法人柏専学院文書規程、文書整理簿等の規程類
本学における有識者会議報告書の受領や管理、学内での情報共有の状況を調査するため

（2）入試委員会規程・入学者選抜規程等の規程類
本学において、入学者選抜に際し年齢を評価基準として２点の配点を設けた経緯や議論状況等を調査するため

（3）令和１年度新潟産業大学委員会等校務分掌、平成３１年度新潟産業大学組織図

同（２）の調査のため

（４）平成３０年第５回（平成３０年９月５日実施）及び同第６回（平成３０年１０月３日実施）入試委員会次第及び資料抜粋、平成３０年１０月１０日学部教授会次第及び資料抜粋、同議事録

海外留学生面接に際し年齢を含む評価項目についての議論状況を調査するため

（５）令和元年度海外留学生面接等採点票、教授会合否判定資料

年齢を評価基準とした実際の入試の評価の実情、合否判定の方法及びその影響等を調査するため

（６）２０２３　留学生入学試験要項（国内在住者）、同（海外在住者）

（７）学生生活の手引き（２０２３年度　入学者用）

（８）公表されている以下の資料

ア　有識者会議報告書

イ　新潟産業大学ホームページ

ウ　新潟産業大学学則

エ　留学生入学試験要項（国内在住者）

留学生入学試験要項（海外在住者）

３　ヒアリング調査

当委員会は、梅比良眞史学長、[redacted]副学長、[redacted]事務局長、[redacted]総務課長、[redacted]入試委員長ら本学関係者に対し、ヒアリング調査、書面による回答を求める調査を実施した。

事実認定のため、複数回の調査を実施した者もいる。

第２章　前提事実

第１　規程類の概要及びその運用について

１　文書管理関係

（１）問題の所在

まず、前述のとおり、前記有識者会議報告書においては、大学入学者選抜の合否判定に際し、広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、年齢等の属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切であると明記されているところである。

この内容については、平成３１・令和元（２０１９）年頃、各大学に対し、文部科学省による各種協議会による周知及び説明、文書の送付、ホームページによる公表（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1417494.htm）等によって、周知徹底が行われている。文部科学省は、令和元年６月４日、前記有識者会議報告書を踏まえ、各国公私立大学長（大学院大学を除く）宛に、「令和２年度入学者選抜実施要項について（通知）」（元文科高第１０２号）を発出しているところである。

このように、令和元年５月から６月にかけて以降、文部科学省から各大学に対して、有識者会議報告書ないし通知等が送付されるなどにより、属性を理由とする差別的取り扱い禁止について周知徹底が図られていたものと思われる一方で、本学における文書の受領・管理体制、周知徹底方法が問題となる。

（２）学校法人柏専学院文書規程（以下「文書規程」という。）

文書規程のうち、本件に関連する条文を抜粋する。

（収受の担当）

第３条　文書は、法人及び大学にあっては大学事務局総務課で、高校にあっては高校事務室で収受する。

（収受の方法）

第４条　普通文書を収受したときは、直ちに開封し、受付印（別紙１号様式）を押印し、文書整理簿（別紙２号様式）に所要事項を記載して担当部署の所属長又は担当職者へ配布しなければならない。ただし、挨拶状、案内状等簡易な文書は、文書整理簿の記載を省略することができる。

２　教職員又は学生から提出される諸願（届）等の文書は、直接担当部署で収受し処理することができる。

３　特殊文書を収受したときは、開封しないで特殊文書配布簿（別紙３号

様式）に所要事項を記載して、名宛人又は担当部署の所属長または相当職者へ配布しなければならない。
4　前項の特殊文書の配布を受けたのち、当該文書を普通文書として取り扱うときは、文書担当課（係）に再回付のうえ、第１項の規定により処理しなければならない。
5　秘扱等特別に処理を要する文書は別の文書整理簿で整理することができる。
第５、６条　（略）
（供覧）
第７条　配布を受けた文書で、起案前に供覧する必要のあるもの、又は単に供覧によって完結する文書は、当該文書上部余白に決裁枠印を押印し、必要事項を朱書し、供覧するものとする。
第８～１３条　（略）
（保存期間）
第１４条　文書の保存期間は、次のとおりとする。種類については別表で定める。
１．永　年
２．１０年
３．　５年
４．　１年
第１５条　（略）
（廃棄）
第１６条　保存期間を徒過した文書は、文書廃棄申請書により決裁を得て廃棄することができる。ただし、保存期間１年の文書は、この限りでない。
（その他）
第１７条　この規程の適用に疑義があるときは、決裁者がこれを決定する。

（３）規程の運用
ア　第３条（収受の担当）は規程のとおりである。
イ　第４条第１項（収受の方法、普通文書）について、総務課担当者が受付印を押した後、原則として開封する。その後、直接各課の収受箱または個人（教員の場合）のメールボックスに配布する。
　法人宛、大学宛の文書は総務課長が処理し、総務課長が他課宛と判断した場合、仕分け後に当該他課の収受箱に配布する。
　上記の処理について、文書整理簿への記載は省略していた。その理由は、

到着文書が多く、処理に時間を要するためであった。総務課での文書整理簿への記載は約２０年前より省略し、代わって受け取った担当各課が必要に応じて文書整理簿に記載する運用を取っていた。

同第２項（教職員又は学生から提出される諸願（届）等の文書）、第３項（特殊文書）、第４項（特殊文書として配布を受けた後の普通文書としての取り扱い）、第５項（秘扱等特別に処理を要する文書）について、それぞれ規程のとおりである。

なお、第４項及び第５項についてはほとんど事例がない。

ウ　第７条（供覧）は規程のとおりであり、各課長に判断を一任である。

エ　第１４条（保存期間）は概ね規程に準拠している。なお、保存文書のリストはない。

オ　第１６条（廃棄）は、文書廃棄申請書による決裁を経ないで廃棄しており、廃棄文書のリストはない。

カ　第１７条（その他）は、規程のとおり（第４条第１項等の規程と異なる取扱いの根拠となった条文である）である。

キ　特に第４条に関する平成３１・令和元（２０１９）年当時の運用について

（ア）総務課担当者が受付印を押し、原則として開封する。仕分け後、直接各課の収受箱に配付する。法人宛、大学宛の文書は総務課長が同様に処理する。文書整理簿には記載しない。

（イ）各課は収受箱から文書を受取り、内容を確認。

①通知・連絡文書は各課課長が決裁範囲（課内、委員会、事務局長、学部長・学長補佐・副学長・学長等）を判断し、担当者が枠番又は稟議書形式にて供覧する。文書整理簿には記載しない。

②調査等の依頼文書、問い合わせ等の照会文書（回答が必要なもの）は各課担当者が起案・稟議決裁後、黒字で文書整理簿に標題・来簡・発信者又は宛先・処理経過等を記載する。殆どが理事長宛又は学長宛の文書となるため、回答の際は発番を付し理事長印又は学長印を押印し発送する（メール回答の場合、押印以外は同様）。回答が必要な文書のみ黒字で文書整理簿に記載する。

（ウ）来簡文書とは関係なく、本学が理事長名又は学長名で発信する文書は、各課の担当者が起案・稟議決裁後、赤字で文書整理簿に標題・宛先・処理経過等を記載、発番を付して押印後に発送手続きを取る。

来簡によらず、発番を付して発信する文書は全て文書整理簿に赤字で記載する。

（４）様式（受付印、文書整理簿等）

１号様式（受付印)、２号様式（文書整理簿)、３号様式（特殊文書配布簿)、４号様式（稟議書)、５号様式（予算執行決裁簿兼支出伝票）記載のとおりである。

２　入試関係

（１）問題の所在

前記有識者会議報告書を踏まえ、本学における入学者選抜の選考基準等にについて公平性を確保のうえで適切に合否判定を行うことができる体制が構築されていたか否かが問題となる。

当委員会においては、本学の入試関係に関する規定について、以下のとおり確認した。

（２）新潟産業大学入試委員会規程（以下「入試委員会規程」という。）

（設置）
第１条　本学に入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（目的）
第２条　委員会は、入試に関する事項を計画し、検討するとともに、その効果的かつ円滑な実施を期すことを目的とする。
（任務）
第３条　委員会は、次の事項を取扱う。
　１．入試制度に関する事項
　２．入試の実施に関する事項
　３．選考基準に関する事項
（構成及び任期）
第４条　委員会は、次の者を委員として構成する。
　１．学長が任命した専任教員若干名
　２．学長が指名した者若干名
　３．入試課長（課長が欠けたときは課長補佐又は事務局長が指名した者）
２　第１項第１号及び第２号の委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長を置き、委員長は学長が任命する。
２　委員長を補佐するために、学長は副委員長を置くことができる。
３　委員長は委員会を統括し、委員会の会議を招集し、その議長となる。
４　委員長及び副委員長は、経済学部教授会の構成員とする。
（会議）
第６条　委員会の会議は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同

数の場合は、委員長の決するところによる。
2　委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
3　委員会は、審議事項が他の委員会の所管事項と密接な関係をもつときは、当該委員会と合同して会議を開くことができる。
（学長への報告）
第７条　委員長は、委員会が重要な案件につき審議を終了したときは、速やかに、その審議結果を学長に報告しなければならない。
（教授会への付議）
第８条　委員会において調査、審議した案件は、新潟産業大学経済学部教授会 規程第４条にもとづき、経済学部教授会に付議する。
（委員会の事務）
第９条　委員会の事務は、入試課がこれを処理する。
（改正）
第１０条　この規程の改正は、経済学部教授会の審議を経て学長が決定する。

（３）新潟産業大学入学者選抜規程（以下「入学者選抜規程」という。）

（入学者受入方針）
第１条　本学は、入学者受入方針を定め公表し、その方針にもとづいて入学者を選抜する。
（志願資格）
第２条　志願資格を有する者は、入学時において学則第２２条[1]に該当する者及び該当する見込みのある者とする。
2　前項の志願資格は、学生募集要項に明記し公表することとする。
（入試委員会）

---

[1] 新潟産業大学学則
（入学資格）第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。／1．高等学校又は中等教育学校を卒業した者 2．通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。） 3．外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 4．文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者 5．文部科学大臣の定めるところにより、第2号と同等以上の学力があると認められた者 6．本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

第３条　入学者選抜試験の計画立案、周知、実施、検証のために入試委員会を置く。
２　入試委員会に関する事項は、新潟産業大学入試委員会規程に定める。
（細則）
第４条　入学者選抜試験に関する細則は、学長が別に定める。
（改正）
第５条　この規程の改正は、経済学部教授会の議を経て、学長が決定する。

（４）新潟産業大学入学者選抜試験に関する細則（以下「入学者選抜試験細則」という。）

（目的）
第１条　新潟産業大学入学者選抜規程第４条にもとづき、入学者選抜試験に関する細則を定める。
（入試委員会）
第２条　新潟産業大学入学者選抜規程第３条の入試委員会に関する事項は、新潟産業大学入試委員会規程による。
（入学試験）
第３条　入学者選抜試験は、つぎの試験区分により実施する。
１．学校推薦型選抜試験
２．総合型選抜試験
３．帰国生徒選抜試験
４．一般選抜試験
５．大学入学共通テスト利用型選抜試験
６．外国人留学生選抜試験
７．社会人選抜試験
８．編入学試験
９．転入学試験
２　入学試験の実施に携わる教職員の担当業務及び配置は、入試委員長が決定し、教職員に周知する。
３　厳正公正かつ円滑な入学試験を実施するために、教職員は、入試委員会が作成する入学試験実施要領を熟読し厳守しなければならない。
（入試問題作成委員会）
第４条　学力試験及び小論文試験の問題を作成するために、入試問題作成委員会を置く。
２　入試問題作成委員会は、次に掲げる委員により組織し、入試問題作成委員長には入試委員長をもってあてる。

1．入試問題作成委員長（入試委員長）
2．出題委員長
3．出題委員

3　前項の出題委員長及び出題委員は、入試科目（小論文を含む。）ごとに入試問題作成委員長が委嘱する。

4　入試問題作成委員長は、入試問題作成委員会を招集し、その議長となる。

5　入試問題作成委員長は、入試問題作成の日程等業務全般の管理を行う。

6　出題委員長及び出題委員の職務は、つぎのとおりとする。
1．担当入試科目の問題作成及び解答作成
2．入試問題冊子及び解答用紙の校正
3．受験者の答案の採点

7　出題委員長及び出題委員の任期は１年間とし、再任を妨げない。

8　出題委員長及び出題委員が欠けたときには、入試問題作成委員長は直ちに後任を委嘱することとし、後任の出題委員長及び出題委員の任期は前任者の残任期間とする。

（合否判定）
第５条　経済学部経済経営学科及び文化経済学科の受験者の合否判定は、入試委員会において原案を作成し、経済学部教授会が行う。

（入学許可）
第６条　入学許可は、新潟産業大学学則にもとづき学長が行う。

（改正）
第７条　この細則の改正は、入試委員会の議を経て学長が決定する。

第２　関係者の概要

1　平成３１・令和元年度の入試に関わる関係者の体制

当委員会は、令和１年度新潟産業大学委員会等校務分掌及び平成３１年・令和元年度新潟産業大学組織図により、当時の本学の入試に関わる体制として以下を確認した（順不同、敬称略）。

理事長　梅比良　眞史
学長　[redacted]
学長補佐　[redacted]
学長補佐　[redacted]
入試委員会（順不同）
講師（委員長）　[redacted]
教授（委員会等担当）　[redacted]
教授（委員会等担当）　[redacted]

教授（会議・大学ＩＲ室・委員会等構成員）　[redacted]

講師（会議・大学ＩＲ室・委員会等構成員）　[redacted]

助教（会議・大学ＩＲ室・委員会等構成員）　[redacted]

教授（会議・大学ＩＲ室・委員会等構成員）　[redacted]

講師（会議・大学ＩＲ室・委員会等構成員）　[redacted]

事務局長　[redacted]

入試・広報課長　[redacted]

2　本件調査に関わる関係者の体制

当委員会の本件調査の対象者・関係者（資料収集や事務局として協力した者を含む）として対応した本学関係者は以下のとおりである（敬称略、順不同）。

学長　梅比良　眞史

副学長　[redacted]

事務局長　[redacted]

総務課長　[redacted]

入試委員長　[redacted]

就職課長　[redacted]

第３章　当委員会が認定した事実

第１　留学生入試において、年齢が評価基準とされた経緯

１　本学における入学者選抜試験の選考基準の設定権限の所在

前述のとおり、入学者選抜規程第３条第１項で「入学者選抜試験の計画立案、周知、実施、検証のために入試委員会を置く。」とされ、同条第２項で「入試委員会に関する事項は、新潟産業大学入試委員会規程に定める。」と規定されている。

また、入試委員会規程は、第３条で「委員会は、次の事項を取り扱う。１．入試制度に関する事項、２．入試の実施に関する事項、３．選考基準に関する事項」と規定しており、また、第６条第１項で「委員会の会議は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。」とされている。

以上のとおり、本学においては、外国人留学生選抜試験における採点項目について、入試委員会が決定することとされている（なお、２０２３年度入学者選抜試験において「年齢」を採点項目として設定した事実が認められるのは外国人留学生選抜試験のみであり、文部科学省よりこの点に関して第三者委員会を設置して検証するよう求められたことから、本報告書における調査は対象を外国人留学生選抜試験に限定する。）。

２　外国人留学生選抜試験において「年齢」を採点項目として設定したことについて

（１）「年齢」を採点項目として設定した時期及びその後の経過

本学は、昭和６３（１９８８）年に開学し、平成６（１９９４）年に人文学部を開設した際に同学部に外国人留学生枠を設け、留学生を積極的に受け入れることとした。

本学の外国人留学生選抜試験において、面接試験の採点項目として「年齢」が設定されたのは、現存する資料から確認できる限りでは、平成１７（２００５）年度入試からである。

平成１７年度入試における外国人留学生選抜試験のうち「海外留学生入試」の面接試験（５０点満点）において、「２０才以下５点、２１～２２才４点、２３～２４才３点、２５～２６才２点、２７～２９才１点、３０才以上０点」という「年齢」に関する採点項目が設定された。

その後、平成３１（令和元、２０１９）年度入試より「２２才以下２点、２９才以下１点、３０才以上０点」と配点及び年齢区分が変更された。

また、平成２７（２０１５）年度入試から平成３０（２０１８）年度入試までの間は「国内留学生入試」においても海外留学生入試と同様に「年齢」が採点項目とされていた。

（2）「年齢」が採点項目とされた経緯

ア　入試委員会における議論

前述のとおり、本学において入学者選抜試験の「選考に関する基準」を決定する権限が入試委員会に存する以上、「年齢」を採点項目とすることは、入試委員会において決定されたものと考えられる。

しかし、平成１７年度の留学生入学者選抜試験のうち海外留学生入試について、上記のような「年齢」を採点項目として設定するにあたり、入試委員会においてどのような議論がなされたのかについては、当時の資料が残っておらず、詳細は不明である。

イ　職員へのヒアリング

そこで、平成１７年度入試において使用した「留学生面接票」を作成した職員[redacted]氏（現就職課長）へのヒアリングを実施したところ、以下の証言が得られた。

・当時、中国内モンゴル自治区から留学生を受け入れることとなり、内モンゴル自治区出身の教員に、現地の職業学院との事前調整や現地面接の実施等の現地対応から、内モンゴル自治区出身留学生の来日後の対応まで、留学生受け入れに関する多くの業務を任せていた。

・留学生に関する事項については当該教員に大きく依存しており、当該教員の発言権が大きかった。

・当該教員から、留学生入学者選抜試験における面接試験用の書式の作成を依頼され、現地の学生の傾向として、「年齢が上がると学業よりも就労に目が向きがちである」という傾向があることから年齢を評価項目に入れて、年齢が低い（現地の職業学院を卒業してストレートに進学する場合は２０歳程度となる。）受験者を高く評価することの提案があり、面接票の項目として年齢を入れることとなった。

ウ　小括

上記ヒアリングの結果から、本学が平成１７年度入試より、留学生入学者選抜試験における海外留学生入試の面接試験において、「年齢」を採点項目として設定した経緯としては、留学生受け入れに大きな影響力を有していた教員の提案により、海外留学生（主として内モンゴル自治区出身者）の傾向として、年齢が高くなると学業よりも就労に目が向きがちであり、年齢が低い受験者を高く評価することについて提案がなされ、面接票に年齢が採点項目として設定されることとなっ

たことが認定できる。

もっとも、当該教員の提案について、入試委員会において、自身の努力では変更し得ない「年齢」という属性に着目した評価をすることについていかなる議論がなされたのかについては不明である。

（３）「年齢」の配点等が変更された経緯

平成３１（令和元）年度入試において、海外留学生入試については「年齢」の配点及び年齢区分を変更し、また国内留学生入試については「年齢」について配点しないこととされている。

当該変更にあたっては、当初、平成３０年９月５日に実施された第５回入試委員会において提示された「留学生入試面接採点表（案）」では、国内留学生入試についてのみ「年齢」が採点項目から除外されているが、入試委員会においては海外留学生入試においても「年齢」を採点から除外することも検討されていたようである。しかし、同年１０月３日に実施された第６回入試委員会において、「担当教職員と協議の結果、入学後の学力の伸びにも関係するので年齢による評価は入れてほしいとの要望があった。そのため２点評価とし、残り３点を日本語能力・音読・会話力に分配した。」とのことで、海外留学生入試については、年齢を採点項目として残すこととなり、配点を５点から２点へと変更することとなった。

（４）「年齢」を採点項目としていることについての周知はない

本学は、外部に公表している留学生入学試験要項等には「年齢」を採点項目としていることを記載しておらず、説明会等においても説明していなかった。

そのため、受験者は「年齢」が採点項目となっていることを知る術がなかった。

（５）平成３０年度入試まで「学歴」及び「経費支弁能力」を採点項目としていたこと

遅くとも平成１７年度入試における留学生選抜試験の面接票には「学歴」及び「経費支弁能力」が採点項目とされており、以後、平成３０年度入試まで、内容に変更はあったが、いずれも採点項目として残されていた。

まず、学歴については、遅くとも平成１７年度入試から平成２３年度入試まで、本科生５点、専科生４点、専門学校３点、普通科２点、定時等０点とされ、平成２４年度入試から平成３０年度入試まで大学院卒・大学（本科）卒５点、大学（専科）卒４点、専門学校・短大卒３点、その他０点であった。平成１７年度入試から平成３０年度入試まで、最大

５点の配点があった。

次に、経費支弁能力については、遅くとも平成１７年度入試から平成２３年度入試まで、最大３点の配点があり、平成２４年度入試から平成３０年度入試まで最大４点の配点、すなわち１５０万円以上４点、１００万円以上３点、７５万円以上２点、５０万円以上１点、５０万円未満０点であった。

その後、平成３１年度入試からは「経費支弁能力」への配点はなくなっているが、海外留学生入試においては「留学生面接等採点票」に「経費支弁能力」の記載欄が残されたままとなっていた。

「学歴」及び「経費支弁能力」が採点項目として設定された経緯、配点変更の経緯、並びに採点項目から除外された経緯については、それぞれの時点における入試委員会の議事録等が残されておらず、議論状況の詳細は不明である。

本学関係者へのヒアリングによれば、「学歴」及び「経費支弁能力」を採点項目として設定するにあたっては、前述の留学生に関する事項について大きな影響力を有していた教員から提案があり、採点項目として設定されることとなったものと認められる。なお、「経費支弁能力」については平成１７年度入試から平成２３年度入試までの間は、預貯金の残高等の基準が設定されていないが、これは当時、本学の海外留学生の中でも大きな割合を占めていた内モンゴル自治区の出身者に牧畜民が多く、経費支弁能力の判定に家畜の頭数なども考慮していたことから預貯金残高を基準として設定しなかったものと推認される。その後、本学の海外留学生における内モンゴル自治区出身者の割合の低下や海外留学生の都市化により、平成２４年度入試からは経費支弁能力の判定にあたって上記の預貯金残高を基準として設定したものと認められる。

第２　本学における有識者会議報告書及び関連文書の取り扱い

１　有識者会議報告書の受け止め・文書の管理保管

（１）当委員会において、平成３１（令和元、２０１９）年度文書整理簿の確認、本学総務課担当者を始めとする本学関係者への聞き取り等を実施した。

その結果判明した事実関係は以下のとおりである。

ア　有識者会議報告書の存在を認識していなかったこと

前述のとおり有識者会議報告書は令和元年５月３１日付で公表された。医学部医学科における入試の公正確保が社会的に問題となったことに端を発したものである。

イ　「２０２０年度大学入学者選抜実施要項」の取扱いが不適切であったこと

（ア）前記有識者会議報告書を受けて、文部科学省は、各大学長宛てに令和元年６月４日付「２０２０年度大学入学者選抜実施要項について」（元文科高第１０２号）をメール及び郵送で発出した（以下、「要項」という。）。要項は文部科学省のホームページにて公表している。要項には、年齢等の属性による合理的理由のない差別的取り扱いを禁止することが明記されている。

要項は、様々な方法により発信されていたため、本学においても当然認識し学内で供覧するなどして周知徹底すべきであったが、本学においては、以下のとおり調査したところ、要項等を見落としていたことが判明した。

（イ）文部科学省から本学に対するメール配信の有無が不明であること

[redacted]氏を含む本学関係者複数名で、文部科学省から本学宛の受信専用メールの受信履歴を確認したが、要項等の到着は確認できなかった。

なお、本学関係者によれば、近年、官公庁や独立行政法人、特殊法人等からの通知・依頼文書は、各課が登録したメールアドレス宛に直接メールで届くケースが増えており、そうした文書の保管・廃棄を含めた文書管理が各課任せとなっている現状にあったとのことである。

（ウ）本学に対する文書配布（郵送）が確認できなかったこと

平成３１（令和元、２０１９）年当時、運用によって前記文書整理簿への記載を省略していた（少なくとも、回答や返信が不要である文書については適切な管理が行われていなかった）ため、要項等の本学への到着は記録上確認できなかった。

本学は、要項等の到着後、当時の総務課長が当時の入試課長に直接手交したものと推測している。

ただし、本件を受けて本学関係者において入試課内を捜索した結果、同課内に要項等を発見するには至らなかった。廃棄の可能性も考えられるところであるが、前記のとおり、本学においては文書規程第１６条の運用によって文書廃棄申請書による決裁を経ずに廃棄されており、廃棄文書のリストも存在しないため、廃棄の事実すらも不明である。

本来であれば、要項等は、文書規程第１４条２号文書（別表の学校要覧、入試要項その他永年保存に準じると認められる文書）として、１０年保存が妥当であろうと思料される。

ウ　学内関係者への供覧

要項等について、入試委員会をはじめ、学副会議、問題作成者等への

供覧がなされたか否かについて、記録等不見当であり不明である。

（2）本学関係者は、以下のとおり分析している。

ア　有識者会議報告書について

有識者会議報告書について、当時社会問題となった某私立大学の医学部医学科の入学者選抜における不適切事案に端を発したものであり、そのインパクトの大きさゆえに、問題の所在を限定的に捉えており、当該報告書の目的が医学部医学科の入試のみならず、全大学の入学者選抜における公正性を担保するための共通ルールを社会全体で共有することにある点を看過したものとする。

また、当該報告書は全４３頁にわたって入学者選抜の公正確保が述べられているが、いずれも重要な内容であるため、本学において今回問題となった「属性を理由とする差別的な取扱い」を自分事として見極めることが困難であったとする。

さらに、文部科学省のホームページにおいて当該報告書を確認したところ、発番を付した「高等教育局長通知」や「大学教育・入試課長通知」ではなかったため、取扱いの軽重の判断を見誤った可能性がある。

イ　要項について

ただし、前述のとおり、文部科学省は、各大学長宛てに要項）を発出した。要項「第１３　その他注意事項」の「４　入学者選抜の公正確保」（５）②において、合理的理由がある場合を除き、性別、年齢等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けることは公正性を欠く不適切な合否判定である旨明記されている。本学は有識者会議報告書のみならず、当該通知も看過したものと思われる。

結論として、本学は、文部科学省からの本件に関する連絡を受け、その時点に至ってようやく当該報告書等の存在を正確に認識したとする。

2　大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会における周知

毎年６月頃、東京都内において、文部科学省主催の同協議会が開催される。令和元年度は本学の当時の入試・広報課長である[redacted]氏（以下「[redacted]入試・広報課長」という。）が出席した（旅費申請書から確認済である）。令和２年度以降は新型コロナウィルスの感染拡大の影響によりオンライン開催となったが、それ以降、令和５年度まで毎年、会議資料中に、有識者会議報告書が含まれており、文部科学省から定期的な周知徹底及び本学関係者がそれに接する機会が確保されていた。

一方、本学の出席者による出張後の復命があったか否かについて、復命書の保管が確認できず不明であり、なかったものと思われる。

このように、本学において、属性を理由とする差別的取扱いに関し、適

切な情報共有が行われていたとは言い難い。

3　学校法人の運営等に関する協議会における周知

毎年１月頃、東京都内において、文部科学省主催の同協議会が開催される。

令和元年度（令和２（２０２０）年１月２８日）は、本学の当時の事務局長である[redacted]氏（以下「[redacted]事務局長」という。）が出席した。同協議会においては、高等教育局大学振興課長西田憲史氏が「大学入学者選抜の公正確保について」と題して、有識者会議報告書の「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について」の概要を説明した。

同協議会出席後、[redacted]事務局長は、復命書を起案し、理事長以下、学長及び副学長等の会議のメンバー及び事務局各課課長に回覧され、[redacted]入試・広報課長も決裁した。資料は概要２頁分であるため、「属性を理由とする差別的取扱い」に関する子細は省略されているが、その内容が入試委員会はじめ入試業務に携わる関係者間で共有されていたかは不明である。本学関係者は、上記資料が大部にわたるものであったため、見落としていた可能性がある。

同協議会における有識者会議報告書の説明は令和元年度限りのものであったが、本件について、文部科学省から本学に対し、令和元年中に、文書による通知が届いていたものと仮定すると少なくとも３回以上にわたる周知の機会が与えられていた。

4　メールによる文書送信の場合の規律が存在しないこと

昨今のＩＴ化の促進に伴い、文書配布の方法としてメール送信によることが増えているが、本学においても例外ではない。

しかし、本学においては、メールにて文書を受領した場合の管理等に関する規律が存在しない。既存の文書規程の改定も行われていない。

第３　年齢及び学歴、経費支弁能力の配点が合否判定に及ぼした影響の有無

1　年齢の配点

前述のとおり、国内留学生入試においては平成３０（２０１８）年度入試（２０１７年実施）まで年齢配点を５点分設けていた（２２才以下５点、２３～２４才４点、２５～２６才３点、２７～２８才２点、２９才から３０才１点、３１才以上０点）。

一方、海外留学生入試においては令和５（２０２３）年度入試（２０２２年実施）まで年齢配点を２点分設けている（２２才以下２点、２９才以下１点、３０才以上０点）。

2　学歴の配点

前述のとおり、平成３０年度入試まで最大５点の配点が設けられていたが、平成３１年度入試からは配点がなくなった。

3　経費支弁能力の配点

前述のとおり、平成３０年度入試まで最大４点の配点が設けられていた。

4　影響

当委員会は、令和５（２０２３）年度入試の海外留学生面接採点票及び教授会の合否判定資料のうち平成３１（２０１９）年度入試から令和５年（２０２３）年度入試までの資料を確認した。

平成３１年度からの資料確認となった理由は、入試に関わる資料の保存年限が「５年」であるためである（前記文書規程第１４条３号)。

当委員会において確認した限りにおいて、年齢点の配点を入れた場合と入れない場合とを比較すると、受験者の合否の判定に特に影響を与えるものではなかった。

ただし、学歴や経費支弁能力の配点については、平成３０年度入試にての廃止から既に５年を経過しており、資料が存在せず、確認できない。

第４章　当委員会の判断

第１　年齢を評価基準とする合理的理由の有無について

１「年齢」を採点項目とする合理的理由の有無

大学等の高等教育機関が外国人留学生を受け入れることは、諸外国の人材を日本において育成することを通じた知的国際貢献であり、学習・研究に打ち込む意欲を有し、日本における高等教育を受けるだけの能力を有する者であれば、年齢については本来問題とならないはずである。

本学も学則第２２条６号で入学資格について「個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で１８歳に達した者」と規定して入学資格を１８歳以上とする旨の制限は存在するものの年齢の上限はなく、年齢が高い者の入学を制限する旨の規定を設けていない。

それにもかかわらず、本学は平成１７年度から本年度入試までの間、外国人留学生選抜試験の海外留学生入試の面接試験において「年齢」を採点項目として設定していた。

（１）「年齢」を採点項目として設定した当初の理由

前述のとおり、「年齢」を採点項目として設定した当初の入試委員会における議論状況は不明であるが、当時、留学生受け入れに大きな影響力を有していた教員の提案により、海外留学生（主として内モンゴル自治区出身者）の傾向として、年齢が高くなると学業よりも就労に目が向きがちであり、年齢が低い受験者を高く評価すべきとの提案がなされ、面接票に「年齢」が採点項目として設定されることとなったことが認められる。

しかし、当該教員による海外留学生の傾向といった曖昧な主観的認識は、本人の努力では変更することができない「年齢」という属性を採点項目として評価する理由として不適切である。

また、仮に海外留学生の統計データ等から、年齢が高い留学生が学業をおろそかにして就労する傾向が読み取れる等の事情が存在すると仮定したとしても、海外留学生が我が国に留学するにあたっては在留資格として「留学」の資格が必要となるところ、在留資格の認定は入国管理局（現在の出入国在留管理庁）が専門的知見から判断すべき事柄であり、本学が入学者選抜試験にあたって「年齢」を採点項目として評価することを正当化する事情とはなり得ない。

（２）平成３１年（令和元年）度入試において海外留学生入試についてのみ「年齢」を評価項目として残した理由

平成３０年１０月３日に実施された第６回入試委員会における審議事項として明示された担当教職員の「入学後の学力の伸びにも関係するので年齢による評価は入れてほしいとの要望」についても、入学後の学力の伸びと年齢との関係について客観的な根拠が示されておらず、合理的な理由とは認められない。また、仮に本学における海外留学生の統計資料等から、留学生の年齢との学力の伸びについて一定の関連が読み取れる等の事情があったとしても、本人の努力では変更することができない「年齢」という属性を採点項目として評価する理由として不適切であることに変わりはない。

（３）小括

以上のとおり、本学が「年齢」を採点項目として設定していたことには合理的な理由がなく、年齢が高い者（特に３０歳以上の者）を不当に不利な扱いとする差別的な採点項目であって、不適切であったと言わざるを得ない。

なお、本調査にあたり、直近１０年間の海外留学生入試における入学者のうち退学・除籍となった合計６４名の年齢を調査したところ、３０歳以上の退学・除籍者は９名であるのに対し、２２歳以下の退学・除籍者は３５名であった。当該調査から、３０歳以上の入学者が学業をおろそかにして就労する傾向が高いという事情は読み取れないのであり、本学における海外留学生入試による入学者の退学・除籍の客観資料からも「年齢」を評価基準とすることに合理的理由がないことは明らかであると言わざるを得ない。

2　差別的取り扱いを事前に明示していなかったこと

前記のとおり、本学が外国人留学生選抜試験の海外留学生入試において「年齢」を採点項目として設定していたことには合理的な理由がなく、不当な差別的取扱いであったと言わざるを得ない。加えて、このような差別的取扱いをしていることを本学は公表しておらず、比較的年齢が高い（特に３０歳以上の）外国人受験者は、選抜試験において不利な取扱いを受けることを事前に知ることができなかったのであり、合否判定基準の明示性の点からも不適切であった。

3　経費支弁能力、及び学歴について

本学では、「年齢」を評価項目としていただけでなく、平成３０年度入試までは、「経費支弁能力」「学歴」を評価項目としていた事実、及び平成３１年度入試以降も配点はないものの面接試験採点票に「経費支弁能力」を記載する欄があった事実が認められる。

海外から来日する留学生の「経費支弁能力」を適切に調査する必要性が

あることは認められ、また、学歴から当該留学生の基礎的学力や成育歴等の人物の背景を知ることができ、当該留学生を良く知ることに資する面があることは認められるが、それらの調査は出願時における書類審査等で行うべきものであり、本学が平成３０年度入試までの間、「経費支弁能力」及び「学歴」を入学者選抜試験の採点項目としていたことは「年齢」同様、不適切であった。

また、平成３１年度入試以降も、海外留学生入試の面接試験採点票に「経費支弁能力」の記載欄があったことは、入学者選抜試験の合否判定に不必要な情報を記載するものとして不適切であると言わざるを得ない

第２　不適切な採点項目が長年にわたって存続し、改善されなかった原因について

１　「入学者選抜の公正確保」を本学に関係する問題と捉えていなかったこと

平成３０年に発覚した医学部医学科の不正入試問題（性別や年齢を理由とした不当な差別的取扱い）に端を発した前記有識者会議報告書において、「合否判定における公正確保」の項目として【属性を理由とする差別的取扱いをしないこと】が明示され、「合否判定に関し、関係者をはじめ広く社会の理解が得られるような合理的な理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切である。」との説明がなされた。これを受けた文部科学省の要項にも、毎年同趣旨の記載がある。

そうであるにもかかわらず、本学においては、上記報告を受けて、「年齢」を採点項目として設定していることの合理性等を改めて検討し直した形跡がみられなかった。

これは本学の教職員が、上記最終報告の「大学入学者選抜の公正確保」という問題が、医学部医学科のような一般に高倍率となる入試における問題であって、ほぼ全入に近い状況となっている本学の入学者選抜とは直接関係しないと考え、いわば他人事となってしまっていたことが背景にあると考えられる。

２　本学において年齢の配点に合理的理由があると考えられていたこと

前述のとおり、本学においては、年齢の配点に合理的理由があると考えられていたため、配点の撤廃に至らなかった。

すなわち、平成１７年当時に発言権のあった内モンゴル出身の教員による「年齢が高いと修学よりも就労に目が向く傾向にある」との発言があり、本学関係者もそれに従っていた。

また、平成３０年頃の本学の入試委員会等において、年齢の配点を廃止する議論があったものの、委員からの「年齢は日本語能力の伸びに関係するため残してほしい。」との発言を受けて、現状維持とした。

このように、本学においては、一部の教職員の発言、要望を受けて、年齢の配点に合理的理由があると判断づけ、海外留学生入試についてこれを維持していた。

３　前記いずれの原因とも、本学における独自の見解及び判断と言わざるを得ず、広く社会に理解を得られる合理的理由と評価することはできないであろう。

第３　文書管理の不備について

１　前述のとおり、本学においては文書規程を設けているものの、大量の文書を規程どおりに取扱うことが困難であったことから、長年にわたり規程と異なる運用がなされている実態があった。

そのため、有識者会議報告書及び要項等について本学がいつ受領し、いかなる取扱いをしたのか（学長や入試委員会に回覧したのか等）が不明である。

本学においては、文書を受け取る体制、供覧・周知する体制、その後学内で検討する体制のいずれもが不十分であり、そのために入試における属性等による差別的取り扱いの禁止という、大学運営の根幹にかかわる大学入試における非常に重要な運用を見逃してしまったといえる。

２　文書の管理が適切になされ、有識者会議報告書及び要項等を学長や入試委員会が適切に検討していれば、「年齢」を採点項目として設定することの合理性について改めて検討し公正確保のための適切な判断を行うことができた可能性もあったのであり、文書管理の不備も本件に影響を及ぼしたと考えられる。

昨今はメールによる文書配信も多くなっていたにもかかわらず、本学においてはメールによる文書管理に関する規律も定めておらず、既存の文書規程の改定もなく、実際の文書の管理保管もずさんであったと言わざるを得ない。

第４　合否結果に影響は与えなかったことについて

前述のとおり、本学において、過去５年分の資料に基づき、年齢配点を除いて計算し直した結果、合否判定に影響はなかった。なお、経費支弁能力と学歴については平成３０年度入試で配点は終了しており、過去５年より以前の資料が存在しないため、確認することができなかった。

少なくとも年齢配点については、本件による具体的直接的な損害等が発生したものではなく、社会に与えた影響は入学者選抜試験の公正中立性を害するおそれという抽象的限定的な範囲にとどまるものであった。

ただし、入学者選抜試験の公正中立性の確保は重要な課題であり、その可能性すら本来発生させるべきものではないため、影響が抽象的限定的であるからといって、決して、看過できる問題というわけではない。

第５章　再発防止策

第１　本学関係者の意識啓発と再発防止体制構築

前述のとおり、本学関係者が、大学入学者選抜の合否判定において年齢等による一律の差異は許されないことを認識する機会は複数回与えられていたが、看過してしまった。

今後は、学長以下全学を挙げて一丸となり、入試プロセスの透明化、公正性及び公平性の維持・確保、法令等の遵守・ガバナンス体制の構築、多層的なチェック体制の構築などに取り組む必要がある。

特に、文部科学省をはじめとする重要官庁から配布（郵送、メール配信を含む）される文書等に意識を向け最新の情報を見逃さない心構えを持つこと、各種協議会等の出席者は当該場における情報収集や学びの機会を活かし、学内に持ち帰り関係部署間の情報共有に努めること等を、これまで以上に意識して実行することが重要である。

第２　入学者選抜試験の実施に関する取り組み

本学の入学者選抜試験（面接試験）の留学生面接等採点票において、評価・判定に用いるべきでない情報（年齢の他、配点はないが経費支弁能力の記述欄があった）の記載があったが、これらは今後は削除し記載しないことが求められる。

合否判定資料（たとえば、教授会資料）においても、従来より年齢以外の情報は入っていないが、今後も、余事記載は行わないまたはマスキングするなどの処置を徹底するべきである。

また、本件と直接の関連はないが、当委員会の調査中、複数の面接官による対象受験者の採点についての合議のプロセスが一部明確ではなかった。さらに、新型コロナウィルスの影響でオンライン面接が行われ、試験内容中の日本語口頭試験と音読試験が重なったため、音読試験を行わないことを前提とした採点がなされた点も本学関係者から説明を受けなければ不明瞭であった。

今後は、点数記載方法や採点決定方法のより一層の明確化が求められるであろう。

第３　文書管理方法の改善

前述のとおり、本学における文書管理方法はずさんであったと言わざるを得ない。平成２７年５月２９日以降文書管理規程の改定が行われていない。当該規定は紙媒体の文書郵送等が前提とされているが、この方法に代わり、電子媒体による文書授受が急速に普及してきた現状に対応しきれて

いない。

今後は、現状に対応した文書管理規程の見直し、郵便物のみならず電子媒体による文書配信についても、文書整理簿等の活用により総務課、各課が情報を共有し、適切な管理を行うことのできる運用を構築することが求められるであろう。

第４　出張復命の有効活用

有識者会議報告書は、前述のとおり、各種協議会で周知されており、本学関係者も出席していた。出席者による出張復命書が提出されていた場合もされていなかった場合もあった。ただし、前者においても、本学関係者への復命書及び資料の回覧や入試課長を含む各課長の決裁はあったものの、いずれにせよ本学内においては看過されてしまったようである。

出張復命の成果が十分に有効に機能していれば、本件発生を防げた可能性もある。今後は、出張復命書の提出・回覧・決裁のシステムが実質的に有効に機能するようチェック体制を整える必要がある。

以上